

## 軽井沢町物価高騰対応「軽井沢スマイル商品券」給付事業要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、物価高騰による影響を受けている町民の生活支援を図ることを目的に実施する、軽井沢スマイル商品券事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (軽井沢スマイル商品券の給付)

第2条 町長は、この要綱の定めるところにより、軽井沢スマイル商品券（以下「商品券」という。）を給付するものとする。

### (給付対象者)

第3条 商品券の給付対象者（以下「対象者」という。）は、令和8年2月1日（以下「基準日」という。）において、本町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして町長が認めるものを含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出を行わなかった者については、商品券の対象者としないものとする。

### (受給権者)

第4条 商品券の受給権者は、その者の属する世帯の世帯主（ただし、当該者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合にあっては、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれたもの））とする。

(商品券の額)

第5条 商品券の金額は、対象者1人につき10,000円とする。

(給付方法)

第6条 町長は、対象者に対し商品券を簡易書留郵便等追跡ができる配送方法によって行う。ただし、真にやむを得ない場合に限り、その他の方法により給付することができるものとする。

(商品券の使用期間)

第7条 商品券の使用期間は、令和8年5月1日から令和8年9月30日までとする。但し、利用期間の延長があった場合は、延長日まで利用期間とする。

(商品券の給付等に関する周知等)

第8条 町長は、商品券給付事業の実施に当たり、対象者の要件等事業の概要について、広報その他の方法により町民への周知を行うものとする。

(商品券の受取りが行われなかつた場合等の取扱い)

第9条 町長は、前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、第7条の定める期間までに受取りが行われなかつた場合、商品券の給付を辞退したものとみなす。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により商品券を受けた者があるときは、既に給付を行つた商品券の返還を求めるものとする。

(商品券の譲渡又は担保の禁止)

第11条 商品券を受取る権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

(失効期日)

この要綱は、令和8年12月25日にその効力を失う。